

# 成田セントラル観光 駐車場管理規程

最終改正 令和元年10月1日

## (目的及び契約の成立)

第1条 この規程は、株式会社成田セントラル観光（以下「会社」といいます。）が運営するセントラルパーキング成田内の一般駐車場（以下「駐車場」といいます。）に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとします。

## (駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称及び主たる事務所の所在地等は、別表第1に掲げるとおりとします。

## (駐車区分)

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第2に掲げる車両とします。

## (供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、24時間とします。

2 管理事務所の利用可能時間及び入出庫が可能な時間は、午前6時30分から午後9時00分までとします。

3 前項の規定にかかわらず、会社は供用時間を変更することがあります。

## (供用の休止等)

第5条 会社は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用を休止し、車路の通行止等を行い、若しくは駐車位置を変更し、又は駐車車両の退避を要請することがあります。

- (1) 災害又は事故により駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。
- (2) 保安上供用の継続が適当でないとき。
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

## (駐車場の出入)

第6条 利用者は入場時、管理事務所において入場手続きを行って下さい。

2 利用者は、会社が指示し、又は誘導する位置に駐車して下さい。

3 利用者は駐車後、管理事務所にて所定の駐車料金をお支払い下さい。この場合において、会社は利用者の希望により領収書を交付するものとします。

4 前項の規定にかかわらず、別に定める方法により駐車料金を支払う利用者に対しては、会社は駐車料金の徴収及び領収書の交付を省略するものとします。

5 利用者は、会社が車両預かり証の提示を求めたときは、これに応じて下さい。

## (駐車場の通行)

第7条 駐車場において車両を運転する者は次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 速度は、毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止行為)

第8条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしないで下さい。

- (1) 駐車位置において出入車時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (4) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (5) 他の利用者の駐車位置及び会社の事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 所定の容器以外に物を捨てること。
- (8) 駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (9) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (10) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (11) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

(退去等)

第9条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることがあります。

(駐車拒否)

第10条 会社は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとします。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(出車拒否)

第11条 会社は、出車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、出車を拒否することができるものとします。

- (1) 利用者が出車時において所定額の駐車料金を納付していないとき。
- (2) 次条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故の届出、応急措置)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出て下さい。

- (1) 駐車場において交通事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとします。

3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとします。

(駐車日数)

第13条 駐車日数は、入車日を含めて起算した出車日までの日数とします。ただし、事前に届出のあった場合を除き、同一車両による連続駐車日数は90日間を上限とします。

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、別表第3に掲げるとおりとします。

2 会社は、前項に掲げる料金にかかわらず駐車料金の割引や季節性割増料金の加算、申込者の希望により実施したサービス料金の加算を行うことができます。

3 会社は、特に必要と認めた場合、出社時において駐車料金を割引、又は無償とすることができます。

(駐車料金の徴収猶予)

第15条 会社は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第6条第3項の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させるものとします。

(不正利用に対する割増駐車料金)

第16条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増駐車料金を徴収します。

(引取りの請求)

第17条 利用者が予め会社へ届出を行うことなく第13条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、会社はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確知することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいいます。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。

4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(車両の調査)

第18条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

(車両の移動)

第19条 会社は、第17条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)

第20条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示することとします。

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとします。

(損害賠償)

第21条 会社は、駐車場内における車両若しくはその積載物の盗難、紛失その他の損害については一切責任を負いません。会社は、利用者が駐車場の他の利用者その他第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属品若しくは積載物に起因して被った被害その他駐車場で発生した会社の責に帰さない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

2 利用者は、この規程に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の施設若しくは器物を滅失、き損若しくは汚損した場合は、それにより会社が被った被害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含みます。）を賠償して頂きます。

(附帯業務)

第22条 駐車場において物品の販売及び飲食物の提供に係る業務を行おうとする者は、会社の承認を受けて下さい。

(実施に関し必要な事項)

第23条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

2 利用者は、この規程に定めるところによるほか会社が掲出する看板等に記載する注意事項を遵守して下さい。

(裁判管轄)

第24条 この規程に関する争いは、千葉地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行します。

別表第1（第2条関係）

駐車場の名称	セントラルパーキング成田
駐車場管理者の名称	株式会社成田セントラル観光
駐車場管理者の所在地	千葉県香取郡多古町喜多389番地23
代表者の氏名	代表取締役 前橋 良弘

別表第2（第3条関係）

駐車ゾーン	車種	幅	長さ	高さ
A～Gゾーン	普通車	2.2m 以内	5.0m 以内	3.8m 以内
Hゾーン	普通車 中型車	2.5m 以内	8.0m 以内	3.8m 以内
Iゾーン	普通車 中型車 大型車	2.5m 以内	12.0m 以内	3.8m 以内

別表第3（第14条関係）

（駐車場料金：税込）

	完全固定式駐車スペース	完全固定式ガレージスペース
サービス料金 (1日利用ごと)	1,100円	2,200円

（ハイシーズン料金：税込）

料金 (1日該当ごと)	330円
----------------	------

※ハイシーズン料金は年度ごとに見直しを行うものとする

※ハイシーズン対象日は駐車場予約サイト内に掲示されている日付を適用する

（オプション料金：税込）

	お車空港預け	お車空港届け	ワックス洗車	シャワー室
サービス料金 (1回利用)	2,200円	2,200円	550円	550円